

平成30年第1回

瑞浪市議会定例会議案資料

平成30年2月26日

目 次

議第 2 号	瑞浪市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議第 3 号	瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定 について……………	8
議第 4 号	瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	10
議第 5 号	瑞浪市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定 について……………	25
議第 6 号	瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	27
議第 7 号	瑞浪市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準 を定める条例の制定について……………	29
議第 8 号	瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例の制定について……………	30
議第 9 号	瑞浪市中小企業小口融資条例の一部を改正する条例の制定につい て……………	31
議第 10 号	瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について……	32
議第 11 号	瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について……………	34
議第 12 号	瑞浪市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について……………	36
議第 13 号	財産の取得について……………	38
議第 14 号	東濃農業共済事務組合規約の変更について……………	39
議第 15 号	市道路線の認定について……………	40
議第 16 号	瑞浪市副市長の選任につき同意を求めることについて……………	41
議第 17 号	瑞浪市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて……	42
議第 18 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……	43
議第 19 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……	44
議第 20 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……	45
議第 21 号	平成 29 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 5 号）	} 別冊
議第 22 号	平成 29 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第 2 号）	
議第 23 号	平成 29 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第 2 号）	
議第 24 号	平成 29 年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第 1 号）	
議第 25 号	平成 29 年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	

- 議第26号 平成30年度瑞浪市一般会計予算
- 議第27号 平成30年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議第28号 平成30年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第29号 平成30年度瑞浪市介護保険事業特別会計予算
- 議第30号 平成30年度瑞浪市介護サービス事業特別会計予算
- 議第31号 平成30年度瑞浪市駐車場事業特別会計予算
- 議第32号 平成30年度瑞浪市水道事業会計予算
- 議第33号 平成30年度瑞浪市下水道事業会計予算

} 別冊

議第2号 瑞浪市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第51号)を踏まえ見直しを行い、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報及び訂正に関する条文の整備並びに死者に関する情報の取扱い及び存否応答拒否について明文化する。

【改正内容】

個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報及び訂正に関する条文の整備並びに死者に関する情報の取扱い及び存否応答拒否について明文化するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
目次	目次
第1章 総則(第1条—第5条)	第1章 総則(第1条—第5条)
第2章 個人情報の取扱い(第6条—第12条)	第2章 個人情報の取扱い(第6条—第12条)
第3章 開示、訂正_____及び利用停止(第13条—第20条の2)	第3章 開示、訂正、 <u>削除</u> 及び利用停止(第13条— <u>第20条</u>)
第4章 救済措置(第21条・第22条)	第4章 救済措置(第21条・第22条)
第5章 附属機関(第23条—第26条)	第5章 附属機関(第23条—第26条)
第6章 雑則(第27条—第32条)	第6章 雑則(第27条—第32条)
第7章 罰則(第33条—第38条)	第7章 罰則(第33条—第38条)
附則 (目的)	附則 (目的)
第1条 この条例は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)の適正な取扱いについての基本的事項を定め、保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。)の開示等_____を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。	第1条 この条例は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)の適正な取扱いについての基本的事項を定め、保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。)の <u>開示及び訂正等</u> を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) <u>個人情報</u> 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。	(1) <u>個人情報</u> 個人に関する情報であつて、 <u>特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。</u>
ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表され	

た一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有しているものをいう。ただし、公文書（瑞浪市情報公開条例（平成12年条例第1号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

(5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(6) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）の規定により記録された特定個人情報をいう。

(8) 法定代理人等 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人（特定個人情報に係る場合にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）又は病気その他やむを得ない理由により自ら請求することができない者として実施機関が認める者の代理人をいう。

(9) 実施機関 市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(10) 事業者 法人その他の団体（国及び地

(2) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有しているものをいう。ただし、公文書（瑞浪市情報公開条例（平成12年条例第1号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

(3) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(4) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項

_____の規定により記録された特定個人情報をいう。

(6) 法定代理人等 未成年者又は成年後見人_____の法定代理人（特定個人情報に係る場合にあつては、未成年者若しくは成年後見人_____の法定代理人又は本人の委任による代理人）

_____をいう。

(7) 実施機関 市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(8) 事業者 法人その他の団体（国及び地

<p>方公共団体その他の公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(11) 実施機関の職員 実施機関に属する地方公務員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいい、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第43条第1項の規定により教育委員会がその服務について監督権を有する者を含む。以下同じ。)をいう。</p>	<p>方公共団体その他の公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(9) 実施機関の職員 実施機関に属する地方公務員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいい、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第43条第1項の規定により教育委員会がその服務について監督権を有する者を含む。以下同じ。)をいう。</p>
<p>第3条～第6条 (略)</p> <p>(収集等の制限)</p>	<p>第3条～第6条 (略)</p> <p>(収集等の制限)</p>
<p>第7条 実施機関は、要配慮個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)の収集等をしてはならない。ただし、法令、条例若しくは規則(以下「法令等」という。)に定めがあるとき又は実施機関が瑞浪市個人情報保護審査会(第23条第1項を除き、以下「審査会」という。)の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>第7条 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)の収集等をしてはならない。ただし、法令、条例若しくは規則(以下「法令等」という。)に定めがあるとき又は実施機関が瑞浪市個人情報保護審査会(第23条第1項を除き、以下「審査会」という。)の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>ア 思想、信条及び宗教に関する事項</p> <p>イ 社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項</p>
<p>第8条～第9条の3 (略)</p> <p>(適正管理)</p>	<p>第8条～第9条の3 (略)</p> <p>(適正管理)</p>
<p>第10条 実施機関は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の収集等を行うときは、当該個人情報の取扱責任者を定めるとともに、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 個人情報を常に正確かつ最新のものとする。</p> <p>(2) 個人情報の漏えい、滅失、改ざん、毀損等を防止すること。</p> <p>(3) 保有する必要がなくなった個人情報は、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去すること。</p> <p>(個人情報取扱事務の届出)</p>	<p>第10条 実施機関は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の収集等を行うときは、当該個人情報の取扱責任者を定めるとともに、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>ア 個人情報を常に正確かつ最新のものとする。</p> <p>イ 個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損等を防止すること。</p> <p>ウ 保有する必要がなくなった個人情報は、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去すること。</p> <p>(個人情報取扱事務の届出)</p>
<p>第11条 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出るとともに、その届け出た事項を登録しなければならない。</p> <p>(1) 事務の名称</p> <p>(2) 事務の目的</p> <p>(3) 組織の名称</p> <p>(4) 個人情報の記録項目</p> <p>(5) 個人情報の対象者の範囲</p> <p>(6) 個人情報の取扱責任者</p> <p>(7) その他規則で定める事項</p>	<p>第11条 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出るとともに、その届け出た事項を登録しなければならない。</p> <p>ア 事務の名称</p> <p>イ 事務の目的</p> <p>ウ 組織の名称</p> <p>エ 個人情報の記録項目</p> <p>オ 個人情報の対象者の範囲</p> <p>カ 個人情報の取扱責任者</p> <p>キ その他規則で定める事項</p>

<p>2～5 (略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>第3章 開示、訂正_____及び利用停止 (開示の請求)</p>	<p>2～5 (略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>第3章 開示、訂正、<u>削除</u>及び利用停止 (開示の請求)</p>
<p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>3 実施機関は、開示請求に係る自己情報が次のいずれかに該当するときは、当該自己情報の全部又は一部の開示をしないことができる。</p>	<p>3 実施機関は、開示請求に係る自己情報が次のいずれかに該当するときは、当該自己情報の全部又は一部の開示をしないことができる。</p>
<p>(1) 法令等の規定により、明らかに開示することができないとされているもの</p>	<p>ア 法令等の規定により、本人に開示することができないとされているもの</p>
<p>(2) 個人の評価、診断、判定及び選考に関する情報であって、本人に知らせないことが正当であると認められるもの</p>	<p>イ 個人の評価、診断、判定及び選考に関する情報であって、本人に知らせないことが正当であると認められるもの</p>
<p>(3) 開示することにより、実施機関の公正又は適正な公務の執行に著しい支障が生ずると認められるもの</p>	<p>ウ 開示することにより、実施機関の公正又は適正な公務の執行に著しい支障が生ずると認められるもの</p>
<p>4 実施機関は、開示の請求に係る自己情報の一部に前項の規定による開示しないことができる自己情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合において、これらの部分を容易に区分して分離することができるときは、非開示情報の記録_____されている部分を除いて、当該請求に係る自己情報を開示しなければならない。</p>	<p>4 実施機関は、開示の請求に係る自己情報の一部に前項の規定による開示しないことができる自己情報_____が記録されている場合において、これらの部分を容易に区分して分離することができるときは、<u>開示しないことができる自己情報の記録</u>されている部分を除いて、当該請求に係る自己情報を開示しなければならない。</p>
<p>5 実施機関は、開示の請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示の請求を拒否することができる。この場合において、実施機関は、実施機関が定めるところによりその旨を審査会に報告しなければならない。</p>	<p>(開示請求の方法)</p>
<p>(開示請求の方法)</p>	<p>(開示請求の方法)</p>
<p>第14条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、本人又はその法定代理人等であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。</p>	<p>第14条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、本人又はその法定代理人等であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。</p>
<p>(1) 氏名及び住所</p>	<p>ア 氏名及び住所</p>
<p>(2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項</p>	<p>イ 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項</p>
<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</p>	<p>ウ 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</p>
<p>2 (略)</p> <p>(開示請求に対する決定等)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(開示の決定)</p>
<p>第15条 実施機関は、前条第1項の規定による請求があったときは、当該請求書を受け付けた日から起算して15日以内に、当該開示請求に係る自己情報について<u>全部若しくは一部</u>を開示する旨の決定をし、又は全部を開示しないとき(第13条第5項の規定により当該開示請求を拒否す</p>	<p>第15条 実施機関は、前条第1項の規定による請求があったときは、当該請求書を受け付けた日から起算して15日以内に、当該開示請求に係る自己情報について<u>開示する旨又は開示しない旨</u>の決定</p>

<p>るとき及び当該自己情報を保有していないときを含む。以下この条において同じ。)は開示しない旨の決定をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により、補正を求めた場合は、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>	<p>_____をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により、補正を求めた場合は、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>
<p>2～5 (略) (開示の実施)</p>	<p>2～5 (略) (開示の実施)</p>
<p>第16条 (略)</p>	<p>第16条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 自己情報の開示は、当該自己情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、実施機関は、自己情報を閲覧させることにより当該自己情報が汚損され、又は破損するおそれがあるとき、第13条第4項の規定による自己情報の開示をするときその他やむを得ない理由があるときは、当該自己情報を複写したものにより開示することができる。</p>	<p>3 実施機関は、自己情報を閲覧させることにより当該自己情報が汚損され、又は破損するおそれがあるとき、第13条第3項の規定による自己情報の開示をするときその他やむを得ない理由があるときは、当該自己情報を複写したものにより開示することができる。</p>
<p>(訂正の請求)</p>	<p>(訂正又は削除の請求)</p>
<p>第17条 何人も、自己情報(次に掲げるものに限る。)に誤りがあると思料するとき、又は不完全であると思料するときは、当該自己情報の全部又は一部の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を実施機関に対して請求することができる。</p>	<p>第17条 何人も、自己情報に誤りがあると認めるとき、又は不完全であると認めるときは、当該自己情報の全部又は一部の訂正を、実施機関が収集目的の範囲を超えて、又は第8条第1項若しくは第2項の規定に違反して自己情報の収集等をしていると認めるときは、当該自己情報の全部又は一部の削除を実施機関に対して請求することができる。</p>
<p>(1) 第15条第1項の規定による開示の決定(次号において「開示決定」という。)に基づき開示を受けた自己情報</p>	<p>_____</p>
<p>(2) 開示決定に係る自己情報であつて、第30条第1項の規定する他の法令等の規定により開示を受けたもの</p>	<p>_____</p>
<p>2 法定代理人等は、本人に代わつて前項の規定による訂正_____の請求をすることができる。ただし、当該本人の利益に反すると認められる場合にあつては、この限りでない。</p>	<p>2 法定代理人等は、本人に代わつて前項の規定による訂正又は削除の請求をすることができる。ただし、当該本人の利益に反すると認められる場合にあつては、この限りでない。</p>
<p>(訂正請求の方法)</p>	<p>(訂正又は削除請求の方法)</p>
<p>第18条 前条の規定により訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、本人又はその法定代理人等であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。</p>	<p>第18条 前条の規定により訂正又は削除請求をしようとする者は、実施機関に対して、本人又はその法定代理人等であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。</p>
<p>(1) 氏名及び住所</p>	<p>ア 氏名及び住所</p>
<p>(2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項</p>	<p>イ 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項</p>
<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</p>	<p>ウ 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>

(訂正請求に対する決定等)	(訂正又は削除の決定等)
<p>第19条 実施機関は、前条の規定による請求書の提出があったときは、速やかに調査を行い、当該請求書を受け付けた日から起算して60日以内に、訂正_____する旨又はしない旨の決定をし、その決定の内容を当該請求をした者に、書面により通知しなければならない。</p>	<p>第19条 実施機関は、前条の規定による請求書の提出があったときは、速やかに調査を行い、当該請求書を受け付けた日から起算して60日以内に、訂正<u>又は削除</u>する旨又はしない旨の決定をし、その決定の内容を当該請求をした者に、書面により通知しなければならない。</p>
<p>2 前項の場合において、実施機関は、訂正_____をしない旨の決定をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。</p>	<p>2 前項の場合において、実施機関は、訂正<u>又は削除</u>をしない旨の決定をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。</p>
<p>3 実施機関は、訂正_____する旨の決定をしたときは、速やかに当該自己情報の訂正_____をしなければならない。 (保有個人情報の提供先への通知)</p>	<p>3 実施機関は、訂正<u>又は削除</u>する旨の決定をしたときは、速やかに当該自己情報の訂正<u>又は削除</u>をしなければならない。 (保有個人情報の提供先への通知)</p>
<p>第19条の2 実施機関は、訂正_____の決定に基づく保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。)の訂正_____をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する<u>情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者</u>(当該訂正_____に係る情報提供等記録に記録された者_____であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なくその内容を書面により通知するものとする。 (利用停止の請求)</p>	<p>第19条の2 実施機関は、訂正<u>又は削除</u>の決定に基づく保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。)の訂正<u>又は削除</u>をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する<u>情報照会者又は情報提供者</u>_____ (当該訂正<u>又は削除</u>に係る情報提供等記録に記録されたもの_____))であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なくその内容を書面により通知するものとする。 (利用停止の請求)</p>
<p>第19条の3 何人も、自己情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)について、次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、実施機関に対し、その当該各号に定める<u>措置</u>(以下「利用停止」という。)の請求をすることができる。</p>	<p>第19条の3 何人も、自己情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)について、次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、実施機関に対し、その当該各号に定める<u>措置</u>_____の請求をすることができる。</p>
<p>(1)～(2) (略)</p>	<p>(1)～(2) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第19条の4 (略) (利用停止請求に対する決定等)</p>	<p>第19条の4 (略) (利用停止請求の決定等)</p>
<p>第19条の5 (略)</p>	<p>第19条の5 (略)</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>(費用の負担)</p>	<p>(費用の負担)</p>
<p>第20条 自己情報の開示、訂正_____及び利用停止に関する手数料は、無料とする。</p>	<p>第20条 自己情報の開示、訂正、<u>削除</u>及び利用停止に関する手数料は、無料とする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(死者に関する特例措置)</p>	
<p>第20条の2 死者の相続人、死者の親権者であった者その他死者の個人情報と密接な関係を有すると実施機関が認める者(以下「相続人等」という。)は、別に定めるところにより、当該死者の保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請</p>	

<p>求をすることができる。</p> <p>2 前項の請求をする場合においては、本条例中自己情報の開示、訂正及び利用停止の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「本人」とあるのは「相続人等」と、「自己情報」とあるのは「死者の保有個人情報」と読み替えるものとする。</p>	
<p>第21条 (略)</p> <p>(不服申立てがあった場合の措置)</p>	<p>第21条 (略)</p> <p>(不服申立てがあった場合の措置)</p>
<p>第22条 実施機関は、自己情報の開示、訂正____及び利用停止の請求について実施機関が行った決定又は開示、訂正____及び利用停止の請求に係る不作為に関し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てが明らかに不合法であるときを除き、速やかに同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項に規定する弁明書、同法第30条第1項に規定する反論書及び同条第2項に規定する参加人意見書の写し（反論書及び参加人意見書の写しにあっては、提出があった場合に限る。）を添えて審査会に諮問しなければならない。</p>	<p>第22条 実施機関は、自己情報の開示、訂正、<u>削除</u>及び利用停止の請求について実施機関が行った決定又は開示、訂正、<u>削除</u>及び利用停止の請求に係る不作為に関し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てが明らかに不合法であるときを除き、速やかに同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項に規定する弁明書、同法第30条第1項に規定する反論書及び同条第2項に規定する参加人意見書の写し（反論書及び参加人意見書の写しにあっては、提出があった場合に限る。）を添えて審査会に諮問しなければならない。</p>
<p>2～5 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p>
<p>第23条～第29条 (略)</p> <p>(他の制度との調整等)</p>	<p>第23条～第29条 (略)</p> <p>(他の制度との調整等)</p>
<p>第30条 実施機関は、他の法令等の規定による保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の開示、訂正____又は利用停止については、この条例を適用しないものとする。</p>	<p>第30条 実施機関は、他の法令等の規定による保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の開示、訂正、<u>削除</u>又は利用停止については、この条例を適用しないものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第31条～第32条 (略)</p>	<p>第31条～第32条 (略)</p>
<p>第33条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(一定の事務の目的を達成するために<u>特定の保有個人情報</u>を容易に検索できるように体系的に構成したものを用い、その全部若しくは一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>第33条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(一定の事務の目的を達成するために<u>特定の個人情報</u>を容易に検索できるように体系的に構成したものを用い、その全部若しくは一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
<p>第34条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た<u>保有個人情報</u>を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第34条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た<u>個人情報</u>を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第35条～第37条 (略)</p>	<p>第35条～第37条 (略)</p>
<p>第38条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく<u>保有個人情報</u>の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。</p>	<p>第38条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく<u>個人情報</u>の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。</p>

議第3号 瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第80号）に基づき、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成30年政令第29号）が公布されたことにより、瑞浪市消防団員等の公務災害補償に係る補償基礎額の扶養親族加算額等を改定し、併せて条文の整備を行う。

【改正内容】

瑞浪市消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償における補償基礎額の扶養親族加算額及び加算対象区分の改定並びに条文を整備するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、平成30年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>第1条（略） （損害補償を受ける権利）</p> <p>第2条 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合、又は消防法第25条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。）若しくは第29条第5項（同法第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第24条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）若しくは災害対策基本法第65条第1項（同条第3項（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、市長は損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p>	<p>第1条（略） （損害補償を受ける権利）</p> <p>第2条 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合、又は消防法第25条第1項若しくは第2項（同法第36条第8項において準用する場合を含む。）若しくは第29条第5項（同法第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第24条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）若しくは災害対策基本法第65条第1項（同条第3項（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、市長は損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p>

<p>第3条～第4条 (略) (補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき_____</p> <p>_____333円_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第6条～第28条 (略)</p>	<p>第3条～第4条 (略) (補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号_____に該当する扶養親族については333円を_____、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円)を、第3号から第6号までの一に該当する扶養親族については1人につき217円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円)を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第6条～第28条 (略)</p>
---	---

議第4号 瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号。以下「標準令」という。）に定める手数料の標準額について見直しが行われ、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（平成30年政令第10号）が平成30年4月1日に施行されることに伴い、本条例を改正する。

【改正内容】

標準令に基づき、特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可、完成検査前検査及び保安検査に係る申請手数料等の額を改正するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、平成30年4月1日とする。

【新旧対照表】

新				旧			
本則（略） 別表（第2条関係）				本則（略） 別表（第2条関係）			
事務の種類	事務の内容	手数料の名称	金額	事務の種類	事務の内容	手数料の名称	金額
1～8 （略）	（略）	（略）	（略）	1～8 （略）	（略）	（略）	（略）
9 消防 法（昭和23年法律第186号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1 （略）	（略）	（略）	9 消防	1 （略）	（略）	（略）
	2 法第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査	危険物製造所設置許可申請手数料	ア～エ（略） オ 指定数量の倍数が200を超えるもの 92,000円	法（昭和23年法律第186号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	2 法第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査	危険物製造所設置許可申請手数料	ア～エ（略） オ 指定数量の倍数が200を超えるもの 92,000円
	3 法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	危険物貯蔵所設置許可申請手数料	ア～イ（略） ウ 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 57万円 エ 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（オにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵	「法」という。）の施行に関する事務	3 法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	危険物貯蔵所設置許可申請手数料	ア～イ（略） ウ 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 53万円 エ 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（オにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵

所」という。)、
浮き蓋付きの
特定屋外貯蔵
タンクのうち
総務省令で定
めるものに係
る特定屋外タ
ンク貯蔵所
(オにおいて
「浮き蓋付特
定屋外タンク
貯蔵所」とい
う。)及び岩
盤タンクに係
る屋外タンク
貯蔵所を除
く。)の設置
の許可の申請
に係る審査
次に掲げる区
分に応じ、そ
れぞれ次に定
める金額

(1) 貯蔵
最大数量が
1,000キロ
リットル以
上5,000キ
ロリットル
未満のもの
88万円

(2) 貯蔵
最大数量が
5,000キロ
リットル以
上1万キロ
リットル未
満のもの
107万円

(3) 貯蔵
最大数量が
1万キロリ
ットル以上
5万キロリ
ットル未満
のもの
120万円

(4) 貯蔵
最大数量が

所」という。)、
浮き蓋付きの
特定屋外貯蔵
タンクのうち
総務省令で定
めるものに係
る特定屋外タ
ンク貯蔵所
(オにおいて
「浮き蓋付特
定屋外タンク
貯蔵所」とい
う。)及び岩
盤タンクに係
る屋外タンク
貯蔵所を除
く。)の設置
の許可の申請
に係る審査
次に掲げる区
分に応じ、そ
れぞれ次に定
める金額

(1) 貯蔵
最大数量が
1,000キロ
リットル以
上5,000キ
ロリットル
未満のもの
83万円

(2) 貯蔵
最大数量が
5,000キロ
リットル以
上1万キロ
リットル未
満のもの
101万円

(3) 貯蔵
最大数量が
1万キロリ
ットル以上
5万キロリ
ットル未満
のもの
112万円

(4) 貯蔵
最大数量が

5万キロリ
ットル以上
10万キロリ
ットル未満
のもの

152万円

(5) 貯蔵
最大数量が
10万キロリ
ットル以上
20万キロリ
ットル未満
のもの

178万円

(6) 貯蔵
最大数量が
20万キロリ
ットル以上
30万キロリ
ットル未満
のもの

407万円

(7) 貯蔵
最大数量が
30万キロリ
ットル以上
40万キロリ
ットル未満
のもの

534万円

(8) 貯蔵
最大数量が
40万キロリ
ットル以上
のもの

649万円

オ 浮き屋根式
特定屋外タン
ク貯蔵所及び
浮き蓋付特定
屋外タンク貯
蔵所の設置の
許可の申請に
係る審査 次
に掲げる浮き
屋根式特定屋
外タンク貯蔵
所及び浮き蓋
付特定屋外タ

5万キロリ
ットル以上
10万キロリ
ットル未満
のもの

142万円

(5) 貯蔵
最大数量が
10万キロリ
ットル以上
20万キロリ
ットル未満
のもの

166万円

(6) 貯蔵
最大数量が
20万キロリ
ットル以上
30万キロリ
ットル未満
のもの

388万円

(7) 貯蔵
最大数量が
30万キロリ
ットル以上
40万キロリ
ットル未満
のもの

510万円

(8) 貯蔵
最大数量が
40万キロリ
ットル以上
のもの

629万円

オ 浮き屋根式
特定屋外タン
ク貯蔵所及び
浮き蓋付特定
屋外タンク貯
蔵所の設置の
許可の申請に
係る審査 次
に掲げる浮き
屋根式特定屋
外タンク貯蔵
所及び浮き蓋
付特定屋外タ

ンク貯蔵所の
区分に応じ、
それぞれ次に
定める金額

(1) 貯蔵
最大数量が
1,000キロ
リットル以
上5,000キ
ロリットル
未満のもの
118万円

(2) 貯蔵
最大数量が
5,000キロ
リットル以
上1万キロ
リットル未
満のもの
141万円

(3) 貯蔵
最大数量が
1万キロリ
ットル以上
5万キロリ
ットル未満
のもの
158万円

(4) 貯蔵
最大数量が
5万キロリ
ットル以上
10万キロリ
ットル未満
のもの
194万円

(5) 貯蔵
最大数量が
10万キロリ
ットル以上
20万キロリ
ットル未満
のもの
226万円

(6) 貯蔵
最大数量が
20万キロリ
ットル以上
30万キロリ

ンク貯蔵所の
区分に応じ、
それぞれ次に
定める金額

(1) 貯蔵
最大数量が
1,000キロ
リットル以
上5,000キ
ロリットル
未満のもの
113万円

(2) 貯蔵
最大数量が
5,000キロ
リットル以
上1万キロ
リットル未
満のもの
134万円

(3) 貯蔵
最大数量が
1万キロリ
ットル以上
5万キロリ
ットル未満
のもの
150万円

(4) 貯蔵
最大数量が
5万キロリ
ットル以上
10万キロリ
ットル未満
のもの
183万円

(5) 貯蔵
最大数量が
10万キロリ
ットル以上
20万キロリ
ットル未満
のもの
214万円

(6) 貯蔵
最大数量が
20万キロリ
ットル以上
30万キロリ

		<p>ットル未満のもの 455万円</p> <p>(7) 貯蔵 最大数量が 30万キロリ ットル以上 40万キロリ ットル未満 のもの 582万円</p> <p>(8) 貯蔵 最大数量が 40万キロリ ットル以上 のもの 707万円</p> <p>カ 岩盤タンク に係る屋外タ ンク貯蔵所の 設置の許可の 申請に係る審 査 次に掲げ る区分に応 じ、それぞれ 次に定める金 額</p> <p>(1) 貯蔵 最大数量が 40万キロリ ットル未満 のもの 593万円</p> <p>(2) 貯蔵 最大数量が 40万キロリ ットル以上 50万キロリ ットル未満 のもの 747万円</p> <p>(3) 貯蔵 最大数量が 50万キロリ ットル以上 のもの 1,090万円</p> <p>キ～シ (略)</p>			<p>ットル未満のもの 435万円</p> <p>(7) 貯蔵 最大数量が 30万キロリ ットル以上 40万キロリ ットル未満 のもの 557万円</p> <p>(8) 貯蔵 最大数量が 40万キロリ ットル以上 のもの 677万円</p> <p>カ 岩盤タンク に係る屋外タ ンク貯蔵所の 設置の許可の 申請に係る審 査 次に掲げ る区分に応 じ、それぞれ 次に定める金 額</p> <p>(1) 貯蔵 最大数量が 40万キロリ ットル未満 のもの 575万円</p> <p>(2) 貯蔵 最大数量が 40万キロリ ットル以上 50万キロリ ットル未満 のもの 725万円</p> <p>(3) 貯蔵 最大数量が 50万キロリ ットル以上 のもの 1,070万円</p> <p>キ～シ (略)</p>				
4	法第11条	危険物	ア	給油取扱所	4	法第11条	危険物	ア	給油取扱所

第1項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査	取扱所設置許可申請手数料	(屋内給油取扱所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 52,000円 イ～カ (略)
5～13 (略)	(略)	(略)
14 法第11条第5項ただし書の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認の申請に対する審査	危険物製造所等仮使用承認申請手数料	5,400円
15 法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	危険物製造所等設置完成検査前検査手数料	ア～イ (略) ウ 基礎・地盤検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの <u>42万円</u> (2) 貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの <u>56万円</u> (3) 貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満

第1項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査	取扱所設置許可申請手数料	(屋内給油取扱所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 52,000円 イ～カ (略)
5～13 (略)	(略)	(略)
14 法第11条第5項ただし書の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認の申請に対する審査	危険物製造所等仮使用承認申請手数料	5,400円
15 法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	危険物製造所等設置完成検査前検査手数料	ア～イ (略) ウ 基礎・地盤検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの <u>41万円</u> (2) 貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの <u>54万円</u> (3) 貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満

のもの
73万円

(4) 貯蔵
最大数量が
5万キロリ
ットル以上
10万キロリ
ットル未満
のもの

96万円

(5) 貯蔵
最大数量が
10万キロリ
ットル以上
20万キロリ
ットル未満
のもの

109万円

(6) 貯蔵
最大数量が
20万キロリ
ットル以上
30万キロリ
ットル未満
のもの

166万円

(7) 貯蔵
最大数量が
30万キロリ
ットル以上
40万キロリ
ットル未満
のもの

190万円

(8) 貯蔵
最大数量が
40万キロリ
ットル以上
のもの

212万円

エ 溶接部検査
次に掲げる特
定屋外タンク
貯蔵所の区分
に応じ、それ
ぞれ次に定め
る金額

(1) 貯蔵
最大数量が

のもの
70万円

(4) 貯蔵
最大数量が
5万キロリ
ットル以上
10万キロリ
ットル未満
のもの

92万円

(5) 貯蔵
最大数量が
10万キロリ
ットル以上
20万キロリ
ットル未満
のもの

104万円

(6) 貯蔵
最大数量が
20万キロリ
ットル以上
30万キロリ
ットル未満
のもの

160万円

(7) 貯蔵
最大数量が
30万キロリ
ットル以上
40万キロリ
ットル未満
のもの

182万円

(8) 貯蔵
最大数量が
40万キロリ
ットル以上
のもの

203万円

エ 溶接部検査
次に掲げる特
定屋外タンク
貯蔵所の区分
に応じ、それ
ぞれ次に定め
る金額

(1) 貯蔵
最大数量が

1,000キ
ロリットル以
上5,000キ
ロリットル
未満のもの
53万円

(2) 貯蔵
最大数量が
5,000キ
ロリットル以
上1万キ
ロリットル未
満のもの
68万円

(3) 貯蔵
最大数量が
1万キ
ロリットル以
上5万キ
ロリットル未
満のもの
103万円

(4) 貯蔵
最大数量が
5万キ
ロリットル以
上10万キ
ロリットル未
満のもの
141万円

(5) 貯蔵
最大数量が
10万キ
ロリットル以
上20万キ
ロリットル未
満のもの
178万円

(6) 貯蔵
最大数量が
20万キ
ロリットル以
上30万キ
ロリットル未
満のもの
343万円

(7) 貯蔵
最大数量が
30万キ
ロリ

1,000キ
ロリットル以
上5,000キ
ロリットル
未満のもの
49万円

(2) 貯蔵
最大数量が
5,000キ
ロリットル以
上1万キ
ロリットル未
満のもの
63万円

(3) 貯蔵
最大数量が
1万キ
ロリットル以
上5万キ
ロリットル未
満のもの
99万円

(4) 貯蔵
最大数量が
5万キ
ロリットル以
上10万キ
ロリットル未
満のもの
131万円

(5) 貯蔵
最大数量が
10万キ
ロリットル以
上20万キ
ロリットル未
満のもの
172万円

(6) 貯蔵
最大数量が
20万キ
ロリットル以
上30万キ
ロリットル未
満のもの
332万円

(7) 貯蔵
最大数量が
30万キ
ロリ

			<p>ットル以上 40万キロリ ットル未満 のもの <u>419万円</u></p> <p>(8) 貯蔵 最大数量が 40万キロリ ットル以上 のもの <u>480万円</u></p> <p>オ 岩盤タンク 検査 次に掲 げる屋外タン ク貯蔵所の区 分に応じ、そ れぞれ次に定 める金額</p> <p>(1) 貯蔵 最大数量が 40万キロリ ットル未満 のもの <u>932万円</u></p> <p>(2) 貯蔵 最大数量が 40万キロリ ットル以上 50万キロリ ットル未満 のもの <u>1,260万円</u></p> <p>(3) 貯蔵 最大数量が 50万キロリ ットル以上 のもの <u>1,730万円</u></p>				<p>ットル以上 40万キロリ ットル未満 のもの <u>406万円</u></p> <p>(8) 貯蔵 最大数量が 40万キロリ ットル以上 のもの <u>465万円</u></p> <p>オ 岩盤タンク 検査 次に掲 げる屋外タン ク貯蔵所の区 分に応じ、そ れぞれ次に定 める金額</p> <p>(1) 貯蔵 最大数量が 40万キロリ ットル未満 のもの <u>910万円</u></p> <p>(2) 貯蔵 最大数量が 40万キロリ ットル以上 50万キロリ ットル未満 のもの <u>1,240万円</u></p> <p>(3) 貯蔵 最大数量が 50万キロリ ットル以上 のもの <u>1,700万円</u></p>
16	法第11条 の2第1項 の規定に基 づく製造所 、貯蔵所又 は取扱所の 位置、構造 又は設備の 変更の許可 に係る完成 検査前検査	危険物 製造所 等変更 完成検 査前検 査手数 料	<p>ア 水張検査 この項の15の アに掲げるタ ンクの区分に 応じ、それぞ れ当該手数料 の金額と同一 の金額 イ～エ (略) オ 岩盤タンク 検査 この項</p>	16	法第11条 の2第1項 の規定に基 づく製造所 、貯蔵所又 は取扱所の 位置、構造 又は設備の 変更の許可 に係る完成 検査前検査	危険物 製造所 等変更 完成検 査前検 査手数 料	<p>ア 水張検査 この項の15の アに掲げるタ ンクの区分に 応じ、それぞ れ当該手数料 の金額と同一 の金額 イ～エ (略) オ 岩盤タンク 検査 この項</p>

			の15のオに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額				の15のオに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
17	法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	特定屋外タンク貯蔵所、移送取扱所保安検査手数料	ア 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの <u>32万円</u> (2) 貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの <u>46万円</u> (3) 貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの <u>75万円</u> (4) 貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリ	17	法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	特定屋外タンク貯蔵所、移送取扱所保安検査手数料	ア 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの <u>31万円</u> (2) 貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの <u>43万円</u> (3) 貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの <u>72万円</u> (4) 貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリ

ットル未満
のもの

102万円

(5) 貯蔵
最大数量が
10万キロリ
ットル以上
20万キロリ
ットル未満
のもの

130万円

(6) 貯蔵
最大数量が
20万キロリ
ットル以上
30万キロリ
ットル未満
のもの

315万円

(7) 貯蔵
最大数量が
30万キロリ
ットル以上
40万キロリ
ットル未満
のもの

387万円

(8) 貯蔵
最大数量が
40万キロリ
ットル以上
のもの

446万円

イ 岩盤タンク
に係る特定屋
外タンク貯蔵
所の保安に関
する検査 次
に掲げる区分
に応じ、それ
ぞれ次に定め
る金額

(1) 貯蔵
最大数量が
1,000キロ
リットル以
上40万キロ
リットル未
満のもの

ットル未満
のもの

96万円

(5) 貯蔵
最大数量が
10万キロリ
ットル以上
20万キロリ
ットル未満
のもの

121万円

(6) 貯蔵
最大数量が
20万キロリ
ットル以上
30万キロリ
ットル未満
のもの

295万円

(7) 貯蔵
最大数量が
30万キロリ
ットル以上
40万キロリ
ットル未満
のもの

362万円

(8) 貯蔵
最大数量が
40万キロリ
ットル以上
のもの

417万円

イ 岩盤タンク
に係る特定屋
外タンク貯蔵
所の保安に関
する検査 次
に掲げる区分
に応じ、それ
ぞれ次に定め
る金額

(1) 貯蔵
最大数量が
1,000キロ
リットル以
上40万キロ
リットル未
満のもの

269万円

(2) 貯蔵
最大数量が
40万キロリ
ットル以上
50万キロリ
ットル未満
のもの

323万円

(3) 貯蔵
最大数量が
50万キロリ
ットル以上
のもの

483万円

ウ 移送取扱所
の保安に関する
検査 次に
掲げる区分に
応じ、それぞ
れ次に定める
金額

(1) 危険
物を移送す
るための配
管に係る最
大常用圧力
が0.95メガ
パスカル以
上であつ
て、かつ、
危険物を移
送するため
の配管の延
長が7キロ
メートル以
上15キロメ
ートル以下
の移送取扱
所

70,000円

(2) 危険
物を移送す
るための配
管の延長が
15キロメー
トルを超える
移送取扱
所

266万円

(2) 貯蔵
最大数量が
40万キロリ
ットル以上
50万キロリ
ットル未満
のもの

319万円

(3) 貯蔵
最大数量が
50万キロリ
ットル以上
のもの

479万円

ウ 移送取扱所
の保安に関する
検査 次に
掲げる区分に
応じ、それぞ
れ次に定める
金額

(1) 危険
物を移送す
るための配
管に係る最
大常用圧力
が0.95メガ
パスカル以
上であつ
て、かつ、
危険物を移
送するため
の配管の延
長が7キロ
メートル以
上15キロメ
ートル以下
の移送取扱
所

7万円

(2) 危険
物を移送す
るための配
管の延長が
15キロメー
トルを超える
移送取扱
所

			70,000円 に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた金額				7万円 に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた金額
	18 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第8条第4項に基づく完成検査済証の再交付	完成検査済証再交付手数料	300円		18 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第8条第4項に基づく完成検査済証の再交付	完成検査済証再交付手数料	300円
10 (略)	(略)	(略)	(略)		10 (略)	(略)	(略)
11 高压ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1～6 (略)	(略)	(略)		11 高压ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1～6 (略)	(略)
	7 法第35条第1項の規定に基づく特定施設の保安検査	保安検査手数料	1件につき ア～ウ (略)		7 法第35条第1項の規定に基づく特定施設の保安検査	保安検査手数料	1件につき ア～ウ (略)
	8 法第44条第1項の規定に基づく容器検査又は法第49条第1項の規定に基づく容器再検査	容器検査等手数料	1個につき ア (略) イ 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（アに掲げるものを除く。） (1) (略) (2) 内容積が1リットル以上5リットル未満のもの 160円 (3)～(5) (略) ウ 高強度鋼容		8 法第44条第1項の規定に基づく容器検査又は法第49条第1項の規定に基づく容器再検査	容器検査等手数料	1個につき ア (略) イ 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（アに掲げるものを除く。） (1) (略) (2) 内容積が1リットル以上5リットル未満のもの 180円 (3)～(5) (略) ウ 高強度鋼容

		器（ア又はイに掲げるものを除く。） （１）～（２） （略） （３） 内容積が５リットル以上３０リットル未満のもの <u>210円</u> （４） 内容積が３０リットル以上のもの <u>210円</u> に、 <u>10リットル</u> 又は <u>10リットル</u> に満たない端数を増すごとに <u>3円</u> を加えた額 エ アからウまでに掲げるものの以外のもの （１） 内容積が１リットル未満のもの <u>80円</u> （２）～（７） （略）			器（ア又はイに掲げるものを除く。） （１）～（２） （略） （３） 内容積が５リットル以上３０リットル未満のもの <u>220円</u> （４） 内容積が３０リットル以上のもの <u>220円</u> に、 <u>10リットル</u> 又は <u>10リットル</u> に満たない端数を増すごとに <u>4円</u> を加えた額 エ アからウまでに掲げるものの以外のもの （１） 内容積が１リットル未満のもの <u>90円</u> （２）～（７） （略）		
9	法第49条の2第1項の規定に基づく附属品検査又は法第49条の4第1項の規定に基づく附属品再検査	附属品検査等手数料	1個につき ア～イ（略）	9	法第49条の2第1項の規定に基づく附属品検査又は法第49条の4第1項の規定に基づく附属品再検査	附属品検査等手数料	1個につき ア～イ（略）
10	（略）	（略）	（略）	10	（略）	（略）	（略）
11	法第54条第2項の規定に基づく容器への刻印等	容器刻印等手数料	1件 1,400円 につき	11	法第54条第2項の規定に基づく容器への刻印等	容器刻印等手数料	1件 1,400円 につき

12 液化	1～11 (略)	(略)	(略)
石油ガ スの保 安の確 保及び 取引の 適正化 に關す る法律 (昭和 42年法 律第14 9号。以 下この 項にお いて「 法」と いう。) の施行 に關す る事務	12 法第37条 の4第1項 の規定に基 づく充填設 備の許可の 申請に対す る審査	充填設 備許可 申請手 数料	1件につき 28,000円に充填 設備の数を乗じ て得た額
	13 法第37条 の4第3項 において準 用する法第 37条の2第 1項の規定 に基づく充 填設備の変 更の許可の 申請に対す る審査	充填設 備変更 許可申 請手数 料	1件につき 17,000円に変更 に係る充填設備 の数を乗じて得 た額
	14 法第37条 の4第4項 において準 用する法第 37条の3第 1項の規定 に基づく充 填設備に係 る完成検査	充填設 備完成 検査手 数料	1件につき 36,000円に充填 設備の数を乗じ て得た額
	15～16 (略)	(略)	(略)
13～15 (略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			

12 液化	1～11 (略)	(略)	(略)
石油ガ スの保 安の確 保及び 取引の 適正化 に關す る法律 (昭和 42年法 律第14 9号。以 下この 項にお いて「 法」と いう。) の施行 に關す る事務	12 法第37条 の4第1項 の規定に基 づく充填設 備の許可の 申請に対す る審査	充填設 備許可 申請手 数料	1件につき 28,000円に充填 設備の数を乗じ て得た額
	13 法第37条 の4第3項 において準 用する法第 37条の2第 1項の規定 に基づく充 填設備の変 更の許可の 申請に対す る審査	充填設 備変更 許可申 請手数 料	1件につき 19,000円に変更 に係る充填設備 の数を乗じて得 た額
	14 法第37条 の4第4項 において準 用する法第 37条の3第 1項の規定 に基づく充 填設備に係 る完成検査	充填設 備完成 検査手 数料	1件につき 36,000円に充填 設備の数を乗じ て得た額
	15～16 (略)	(略)	(略)
13～15 (略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			

議第5号 瑞浪市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年政令第258号）が平成30年4月1日付けで施行されることに伴い、本条例を改正する。

【改正内容】

住所地特例の適用により、瑞浪市外に現住所を有する瑞浪市国民健康保険の被保険者が、後期高齢者医療に加入する際、当該住所地特例の適用を承継し、引き続き瑞浪市において岐阜県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となるための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、平成30年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>第1条～第2条（略） （保険料を徴収すべき被保険者）</p> <p>第3条 本市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項（<u>法第55条の2第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（<u>法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。</u>）に入院等（<u>法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。</u>）をした際、本市に住所を有していた被保険者</p> <p>（3） 法第55条第2項第1号（<u>法第55条の2第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定の適用を受ける被保険者であって、<u>継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市に住所を有していた被保険者</u></p> <p>（4） 法第55条第2項第2号（<u>法第55条の2第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定の適用を受ける被保険者であって、<u>最後に行った法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本市に住所を有していた被保険者</u></p> <p>（5） <u>法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者</u></p>	<p>第1条～第2条（略） （保険料を徴収すべき被保険者）</p> <p>第3条 本市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項 _____ の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（<u>同項 _____ に規定する病院等をいう。以下同じ。</u>）に入院等（<u>同項 _____ に規定する入院等をいう。以下同じ。</u>）をした際、本市に住所を有していた被保険者</p> <p>（3） 法第55条第2項第1号 _____ の規定の適用を受ける被保険者であって、<u>継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市に住所を有していた被保険者</u></p> <p>（4） 法第55条第2項第2号 _____ の規定の適用を受ける被保険者であって、<u>最後に行った同号 _____ に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本市に住所を有していた被保険者</u></p>
<p>第4条～第9条（略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条（略）</p>	<p>第4条～第9条（略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条（略） <u>（平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例）</u></p> <p>第2条 <u>平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であつ</u></p>

	<p>た被保険者をいう。以下同じ。)に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p><u>10月期</u> 10月1日から同月31日まで <u>11月期</u> 11月1日から同月30日まで <u>12月期</u> 12月1日から同月25日まで <u>1月期</u> 1月1日から同月31日まで <u>2月期</u> 2月1日から同月28日まで <u>3月期</u> 3月1日から同月31日まで</p> <p>2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における市長が別に定める時期とする」とする。</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p>
<p>第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>

議第6号 瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の改正に伴う所得指標の見直し及び第7期瑞浪市介護保険事業計画の策定に伴う介護保険料の改定についての改正を行う。

【改正内容】

新たな所得指標の整備及び介護保険料の改定を行うための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、平成30年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条（略） （保険料率）	第1条（略） （保険料率）
第2条 <u>平成30年度から平成32年度までの各年度</u> における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>30,540円</u> （2） 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>45,810円</u> （3） 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>45,810円</u> （4） 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>54,970円</u> （5） 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>61,080円</u> （6） 次のいずれかに該当する者 <u>73,300円</u> ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（ <u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）</u> ）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ（略） （7） 次のいずれかに該当する者 <u>79,400円</u> ア 合計所得金額が <u>200万円</u> 未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ（略） （8） 次のいずれかに該当する者 <u>91,620円</u>	第2条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度</u> における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>29,400円</u> （2） 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>44,200円</u> （3） 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>44,200円</u> （4） 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>53,000円</u> （5） 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>58,900円</u> （6） 次のいずれかに該当する者 <u>70,700円</u> ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。） _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ（略） （7） 次のいずれかに該当する者 <u>76,600円</u> ア 合計所得金額が <u>190万円</u> 未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ（略） （8） 次のいずれかに該当する者 <u>88,300円</u>

<p>ア 合計所得金額が<u>300万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (略) (9) 次のいずれかに該当する者 <u>103,840円</u> ア～イ (略) (10) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>106,890円</u></p>	<p>ア 合計所得金額が<u>290万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (略) (9) 次のいずれかに該当する者 <u>100,100円</u> ア～イ (略) (10) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>103,100円</u></p>
<p>2 <u>前項第1号に掲げる第1号被保険者について</u> の保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>27,490円とする。</u></p> <p>第3条～第14条 (略) 第15条 本市は、被保険者、<u>被保険者</u>の配偶者若しくは<u>被保険者</u>の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。 第16条～第17条 (略)</p>	<p>2 <u>所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の</u>平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、別に規則で定める額とする。</p> <p>第3条～第14条 (略) 第15条 本市は、被保険者、<u>第1号被保険者</u>の配偶者若しくは<u>第1号被保険者</u>の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。 第16条～第17条 (略)</p>

議第7号 瑞浪市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について

【制定趣旨】

平成30年4月1日から居宅介護支援事業の指定権限が、都道府県から市町村へ移譲されることにより、介護保険法（平成9年法律第123号）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める。

【制定内容】

第1章（総則）、第2章（人員に関する基準）、第3章（運営に関する基準）、第4章（基準該当居宅介護支援に関する基準）、附則

【施行日】

本条例の施行日は、平成30年4月1日とする。ただし、第16条第20号の規定は、平成30年10月1日から施行する。

議第8号 瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の改正により、農地利用の最適化を推進するよう国において農地利用最適化交付金が新設されたことに伴い、当該交付金を活用して加算する農業委員会の委員等の報酬の額について規定する。

【改正内容】

委員等の報酬について、月額報酬に、農地利用の最適化に係る成果の実績に応じて、年額485,333円以内で規則で定める額を加算した額を支給するための所要の改正

485,333円の積算根拠は、14,000円（基準額）×（農地の集積面積13点＋遊休農地の解消面積13点）／9×12月≥485,333円である。

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とし、平成29年7月20日から適用する。

【新旧対照表】

新				旧			
本則（略） 別表（第2条・第4条関係）				本則（略） 別表（第2条・第4条関係）			
区分	報酬		費用弁償	区分	報酬		費用弁償
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
公平委員会委員 委員長 その他の委員	日額	8,000円	瑞浪市職員 の旅費 に関する 条例（昭 和29年条 例第19 号）に規 定する額	公平委員会委員 委員長 その他の委員	日額	8,000円	瑞浪市職員 の旅費 に関する 条例（昭 和29年条 例第19 号）に規 定する額
農業委員会の委員	日額	8,000円		農業委員会の委員	日額	8,000円	
会長	月額18,000円に、 年額485,333円以 内で規則で定め る額を加算した 額			会長	月額	18,000円	
その他の委員	月額16,000円に、 年額485,333円以 内で規則で定め る額を加算した 額			その他の委員		16,000円	
農地利用最適化推 進委員	月額16,000円に、 年額485,333円以 内で規則で定め る額を加算した 額			農地利用最適化推 進委員		16,000円	
固定資産評価審査 委員会委員 委員長 その他の委員	執務1 日につき	7,000円 6,000円		固定資産評価審査 委員会委員 委員長 その他の委員	執務1 日につき	7,000円 6,000円	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	

議第9号 瑞浪市中小企業小口融資条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）の一部改正により、平成30年4月1日から特別小口保険の付保限度額が拡充されることに伴い、岐阜県信用保証協会の市町村小口融資に対する保証限度額及び保証期間が拡充されるため、瑞浪市が行う中小企業への小口融資について、同保証協会による保証に合わせて融資条件を見直し、中小企業者への支援拡充を図る。

併せて、同法の改正に伴う新たな信用保証制度の運用の開始により、個別の保証制度を問わず、信用保証協会が認めた場合には、経営者保証を求めずに信用保証を実施することになるため、小口融資の連帯保証人についての条件を見直す。

【改正内容】

瑞浪市が行う中小企業への小口融資について、貸付限度額及び貸付期間の拡充並びに連帯保証人の要件の見直しに係る所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、平成30年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第5条（略） （融資の条件）	第1条～第5条（略） （融資の条件）
第6条 この条例に基づく融資の条件は、次のとおりとする。 （1） 貸付限度額 一中小企業者 <u>2,000万円</u> 以内。ただし、他の協会の保証がある場合はその保証残額を含めて <u>2,000万円</u> 以内とする。 （2）～（3）（略） （4） 貸付期間 <u>10年</u> 以内 （5）～（6）（略） <u>（7） 連帯保証人 協会の定めるところによる。</u>	第6条 この条例に基づく融資の条件は、次のとおりとする。 （1） 貸付限度額 一中小企業者 <u>1,250万円</u> 以内。ただし、他の協会の保証がある場合はその保証残額を含めて <u>1,250万円</u> 以内とする。 （2）～（3）（略） （4） 貸付期間 <u>96月</u> 以内 （5）～（6）（略） <u>（7） 連帯保証人 原則として要しない。ただし、市民税が均等割のみの法人は代表者の連帯保証を要する。</u>
（8）～（9）（略） 第7条～第9条（略）	（8）～（9）（略） 第7条～第9条（略）

議第10号 瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

道の駅の設置等に関する事項の調査及び審議のため、新たに瑞浪市道の駅検討委員会を附属機関として設置する。

【改正内容】

瑞浪市道の駅検討委員会の新設に伴う所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、平成30年4月1日とする。

【新旧対照表】

新			旧		
本則 (略)			本則 (略)		
別表 (第2条関係)			別表 (第2条関係)		
附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
市長	(略)	(略)	市長	(略)	(略)
	瑞浪市廃工場等指定審査委員会	廃工場等の産業施設及び設備の指定その他廃工場等の利活用に関する事項についての調査及び審査		瑞浪市廃工場等指定審査委員会	廃工場等の産業施設及び設備の指定その他廃工場等の利活用に関する事項についての調査及び審査
	瑞浪市道の駅検討委員会	道の駅の設置等に関する事項についての調査及び審議			
	瑞浪市営住宅入居者選考委員会	瑞浪市営住宅入居者選考における住宅困窮度の判定基準についての審議		瑞浪市営住宅入居者選考委員会	瑞浪市営住宅入居者選考における住宅困窮度の判定基準についての審議
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
附則(瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)			附則(瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)		
本則 (略)			本則 (略)		
別表 (第2条・第4条関係)			別表 (第2条・第4条関係)		
区分	報酬		区分	報酬	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
専門委員	執務1日につき	5,000円	専門委員	執務1日につき	5,000円
(略)	執務1日につき	大学教授・准教授、弁護士、医師等高度な知識を有する学識経験者の委員	(略)	執務1日につき	大学教授・准教授、弁護士、医師等高度な知識を有する学識経験者の委員
景観審議会委員			景観審議会委員		
道の駅検討委員会委員			道の駅検討委員会委員		
瑞浪中央土地区画整理審議会委員			瑞浪中央土地区画整理審議会委員		
(略)		8,000円	(略)		8,000円
費用弁償			費用弁償		
瑞浪市職員の旅費に関する条例(昭和29年条例第19号)に規定する額			瑞浪市職員の旅費に関する条例(昭和29年条例第19号)に規定する額		

	その他の 委員 5,000円		その他の 委員 5,000円
地方公務員法第3条第3項第3号に規定する職にある者については、規則に定める。		地方公務員法第3条第3項第3号に規定する職にある者については、規則に定める。	

議第11号 瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）の施行による公営住宅法（昭和26年法律第193号）の改正に伴い、本市の市営住宅における認知症患者等の家賃の算定に係る収入申告書の提出請求について、請求に応じることが困難と認められる入居者に対し、収入申告書提出義務緩和規定を適用することとし、合わせて本条例の条文の整備を行う。

【改正内容】

市営住宅における認知症患者等の家賃の算定に係る収入申告書の提出請求について、請求に応じることが困難と認められる入居者に対し、収入申告書提出義務緩和規定を適用する等の所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第13条（略） （家賃の決定）	第1条～第13条（略） （家賃の決定）
第14条（略）	第14条（略）
2～3（略）	2～3（略）
4 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者が第1項に規定する収入の申告をすること及び第34条第1項の規定による請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。	
第16条～第28条（略） （収入超過者に対する家賃）	第16条～第28条（略） （収入超過者に対する家賃）
第29条（略）	第29条（略）
2（略）	2（略）
3 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者の収入の額が第6条第3号の金額を超え、かつ、当該入居者が、市営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、第14条第1項に規定する収入の申告をすること及び第34条第1項の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認められるときは、第14条第4項の規定及び第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、当該入居者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第3項に規定する方法により算出した額とする。	
4 第16条及び第17条の規定は、第1項及び前項の家賃について準用する。	3 第16条及び第17条の規定は、第1項の家賃について準用する。
第30条（略） （高額所得者に対する家賃等）	第30条（略） （高額所得者に対する家賃等）
第31条 第27条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第14条第1項及び第4項	第31条 第27条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第14条第1項及び第29条

<p>並びに第29条第1項及び第3項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。</p>	<p>第1項 _____ の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。</p>
<p>2～3 （略）</p>	<p>2～3 （略）</p>
<p>第32条～第33条 （略） （収入状況の報告の請求等）</p>	<p>第32条～第33条 （略） （収入状況の報告の請求等）</p>
<p>第34条 市長は、<u>第14条第1項若しくは第4項、第29条第1項若しくは第3項若しくは第31条第1項の規定による家賃の決定、第16条（第29条第4項又は第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第30条第1項の規定による明渡しの請求、第32条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。</u></p>	<p>第34条 市長は、<u>第14条第1項、第29条第1項若しくは第31条第1項の規定による家賃の決定、第16条（第29条第3項又は第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第30条第1項の規定による明渡しの請求、第32条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。</u></p>
<p>2～3 （略）</p>	<p>2～3 （略）</p>
<p>第35条～第36条 （略） （市営住宅建替事業に係る家賃の特例）</p>	<p>第35条～第36条 （略） （市営住宅建替事業に係る家賃の特例）</p>
<p>第37条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、<u>第14条第1項若しくは第4項、第29条第1項若しくは第3項又は第31条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</u> （市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例）</p>	<p>第37条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、<u>第14条第1項、第29条第1項 _____ 又は第31条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</u> （市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例）</p>
<p>第38条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、<u>第14条第1項若しくは第4項、第29条第1項若しくは第3項又は第31条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</u></p>	<p>第38条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、<u>第14条第1項、第29条第1項 _____ 又は第31条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</u></p>
<p>第39条～第67条 （略）</p>	<p>第39条～第67条 （略）</p>

議第12号 瑞浪市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成29年政令第156号）の施行に伴う条文の整備及び使用料の納付について、前納以外の方法による納付を可能とするための改正を行う。

【改正内容】

- ・ 地域の実情に応じた運動施設の整備を可能とするため、運動施設率（都市公園の運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合）を、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第8条に定める割合（100分の50）を参酌して条例に定めるための所要の改正
- ・ 文言の整備及び使用料の納付について、ただし書を加えるための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、平成30年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧																																
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第1章の2 都市公園の設置（第2条—第2条の7）</p> <p>第2章 都市公園の管理（第3条—第14条の2）</p> <p>第2章の2 工作物等の保管の手続等（第14条の3—第14条の7）</p> <p>第3章 雑則（第15条—第17条）</p> <p>第4章 罰則（第18条—第21条）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第2条の6 （略）</p> <p>（運動施設の敷地面積の基準）</p> <p>第2条の7 令第8条第1項の規定による条例で定める割合は、100分の50とする。ただし、樽の上公園においては、100分の75とする。</p> <p>第3条～第9条 （略）</p> <p>（使用料）</p> <p>第10条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる額の使用料をその使用の許可の際納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>第11条～第21条 （略）</p> <p>別表第1 有料公園施設（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">公園の名称</th> <th style="width: 50%;">施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">瑞浪市民公園</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">瑞浪市民野球場</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">瑞浪市民アーチェリー場</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">樽の上公園</td> <td style="text-align: center;">樽の上野球場</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 使用料（第10条関係）</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 有料公園施設を利用する場合の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">施設名</th> <th style="width: 25%;">区分</th> <th style="width: 25%;">単位</th> <th style="width: 25%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	公園の名称	施設の名称	瑞浪市民公園	（略）	瑞浪市民野球場	瑞浪市民アーチェリー場	樽の上公園	樽の上野球場	施設名	区分	単位	金額	（略）	（略）	（略）	（略）	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第1章の2 都市公園の設置（第2条—第2条の6）</p> <p>第2章 都市公園の管理（第3条—第14条の2）</p> <p>第2章の2 工作物等の保管の手続等（第14条の3—第14条の7）</p> <p>第3章 雑則（第15条—第17条）</p> <p>第4章 罰則（第18条—第21条）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第2条の6 （略）</p> <p>第3条～第9条 （略）</p> <p>（使用料）</p> <p>第10条 法第5条第1項、法第6条第1項、同条第3項、第3条第1項若しくは同条第3項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる額の使用料をその使用の許可の際納入しなければならない。</p> <p>第11条～第21条 （略）</p> <p>別表第1 有料公園施設（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">公園の名称</th> <th style="width: 50%;">施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">瑞浪市民公園</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">瑞浪市民野球場</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">瑞浪市民アーチェリー場</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">樽の上公園</td> <td style="text-align: center;">樽の上野球場</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 使用料（第10条関係）</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 有料公園施設を利用する場合の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">施設名</th> <th style="width: 25%;">区分</th> <th style="width: 25%;">単位</th> <th style="width: 25%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	公園の名称	施設の名称	瑞浪市民公園	（略）	瑞浪市民野球場	瑞浪市民アーチェリー場	樽の上公園	樽の上野球場	施設名	区分	単位	金額	（略）	（略）	（略）	（略）
公園の名称	施設の名称																																
瑞浪市民公園	（略）																																
	瑞浪市民野球場																																
	瑞浪市民アーチェリー場																																
樽の上公園	樽の上野球場																																
施設名	区分	単位	金額																														
（略）	（略）	（略）	（略）																														
公園の名称	施設の名称																																
瑞浪市民公園	（略）																																
	瑞浪市民野球場																																
	瑞浪市民アーチェリー場																																
樽の上公園	樽の上野球場																																
施設名	区分	単位	金額																														
（略）	（略）	（略）	（略）																														

瑞浪市民野球場		1 時間	700円
瑞浪市民アーチェ	団体利用	1 時間	200円
リー場	個人利用	1 時間	100円
樽の上野球場		1 時間	400円

(5) ~ (6) (略)

瑞浪市民野球場		1 時間	700円
瑞浪市民アーチェ	団体利用	1 時間	200円
リー場	個人利用	1 時間	100円
樽の上野球場		1 時間	400円

(5) ~ (6) (略)

議第13号 財産の取得について

概 要

取得の目的	市立小学校7校の教員用パソコンが耐用年数を経過し、更新する必要があるため
取得金額	12,395,916円
取得する財産の概要	<p>本 体 ノートパソコン 画 面 15.6型液晶ワイド O S W i n d o w s 1 0 P r o C P U インテルCore-i3 メ モ リ 8GB キーボード 日本語対応キーボード メーカー保障 3年間部品保障 ライセンス Office Standard2016 Japanese Academic Open 数 量 162台</p>
取得の相手方	<p>多治見市新町1丁目23番地 特定非営利活動法人 東濃情報ネットワーク 理事長 武 長 脩 行</p>
備 考	

議第14号 東濃農業共済事務組合理約の変更について

【制定趣旨】

農業災害補償法の一部を改正する法律（平成29年法律第74号）の施行に伴い、引用する法律名を変更し、及び新たに組み込まれた農業経営収入保険事業を実施するため規約を変更する。

【改正内容】

農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用する法律名を変更し、及び新たに組み込まれた農業経営収入保険事業を実施するための所要の改正

【施行日】

本規約の施行日は、岐阜県知事の許可のあった日とし、平成30年4月1日から適用する。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第2条（略） （組合の共同処理する事務）	第1条～第2条（略） （組合の共同処理する事務）
第3条 組合は、関係市における農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済事業及び農業経営収入保険事業に関する事務を共同処理する。	第3条 組合は、関係市における農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済事業_____に関する事務を共同処理する。
第4条～第14条（略）	第4条～第14条（略）

議第15号 市道路線の認定について

位置図



起点

終点

起点 土岐町字原401番3地先
終点 土岐町字東岡田209番4地先

①1658
原・東岡田線 L=105.00m



瑞浪警部交番

一日市場
区民会館

教育
支援
セン
タ

東岡

①

八幡神社

原

八幡橋

議第16号 瑞浪市副市長の選任につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	かつ やす ひろ 勝 康 弘
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
本籍地	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	瑞浪市副市長
学歴	明治大学商学部 卒業
経歴	昭和54年 4月 瑞浪市 奉職 平成16年 4月 企画部秘書課長 平成19年 4月 企画部長 平成21年 4月 総務部長 平成22年 3月 退職 平成22年 4月 瑞浪市副市長 (1期目) 平成26年 4月 瑞浪市副市長 (2期目) 現在に至る
備考	

議第17号 瑞浪市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	わた なべ かつ とし 渡 邊 勝 利
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
本籍地	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	無職
学歴	岐阜県立瑞浪高等学校 卒業
経歴	昭和38年 4月 郵政省就職 土岐郵便局勤務 昭和47年10月 東海郵政局 資材部勤務 昭和52年 1月 東海郵政局 貯金部勤務 昭和56年 6月 日吉郵便局長 平成20年 6月 退職 平成23年 4月 瑞浪市連合自治会長 (平成25年3月まで) 平成25年10月 瑞浪市社会福祉協議会長 現在に至る
備考	平成22年 4月 公平委員会委員 (1期目) 平成26年 4月 公平委員会委員 (2期目) 現在に至る

議第18号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	つかもとしょうへい 塚本 渉 平
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
本籍地	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	無職
学歴	神奈川大学 外国語学部英語英文学科 卒業
経歴	昭和48年 4月 麻布大学附属渋野辺高等学校 勤務 昭和55年 3月 退職 昭和55年 4月 岐阜県公立学校教員 奉職 平成17年 4月 岐阜県知事部局飛騨地域福祉事務所 所長兼福祉課長 平成18年 4月 岐阜県立岩村高等学校 校長 平成19年 4月 岐阜県立多治見高等学校 校長 平成22年 3月 退職 平成22年 4月 岐阜県教育委員会事務局東濃教育事務所 教育支援課 教育相談業務専門職 奉職 平成25年 3月 退職 現在に至る
備考	平成27年 4月 人権擁護委員(1期目) 現在に至る

議第19号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	しば た よう こ 柴 田 洋 子
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
本籍地	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	家族従業者
学歴	岐阜県立明智商業高等学校 卒業
経歴	昭和49年 4月 大垣共立銀行 入行 昭和53年 3月 退職 昭和54年 3月 カネ幸・城窯 (現：城窯) 専従 平成11年 4月 瑞浪市赤十字奉仕団 団員 平成17年 4月 瑞浪更生保護女性の会 会員 現在に至る
備考	新任

議第20号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	まつばら しづこ 松原 志津子
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
本籍地	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	無職
学歴	名古屋女子大学 家政学部児童学科 卒業
経歴	昭和54年 4月 瑞浪市 奉職 平成20年 4月 稲津幼稚園 園長 平成22年 4月 日吉幼稚園 園長 平成25年 4月 瑞浪幼稚園 園長 平成29年 3月 退職 現在に至る
備考	新任